足立区議会会議規則

（昭和31年９月26日区議会議決）

改正　昭和38年５月24日区議会議決　平成20年10月24日区議会規則第１号
昭和42年３月10日区議会議決　平成20年12月10日区議会規則第２号
昭和58年12月15日区議会規則第１号　平成23年３月15日区議会規則第１号
平成元年３月30日区議会規則第１号　平成24年10月24日区議会規則第１号
平成３年６月14日区議会規則第１号　平成25年２月28日区議会規則第１号
平成７年５月26日区議会規則第１号　平成27年３月17日区議会規則第１号
平成12年３月31日区議会規則第１号　平成27年10月23日区議会規則第２号
平成12年９月29日区議会規則第４号　令和元年７月３日区議会規則第１号
平成14年５月28日区議会規則第１号　令和３年３月24日区議会規則第１号
平成15年６月17日区議会規則第３号　令和４年６月８日区議会規則第１号
平成19年３月15日区議会規則第１号

目　次

第１章　総則（第１条～第12条）
第２章　議案及び動議（第13条～第18条）
第３章　議事日程（第19条～第23条）
第４章　選挙（第24条～第33条）
第５章　議事（第34条～第47条）
第６章　発言及び質問（第48条～第62条）
第７章　委員会（第63条～第76条）
第８章　表決（第77条～第87条）
第９章　請願（第88条～第93条）
第10章　秘密会（第94条・第95条）
第11章　辞職及び資格の決定（第96条～第100条）
第12章　規律（第101条～第106条）
第13章　懲罰（第107条～第114条）
第14章　公聴会及び参考人（第115条～第121条）
第15章　会議録（第122条～第125条）
第16章　協議又は調整を行うための場（第126条）
第17章　議員の派遣（第127条）
第18章　補則（第128条）
附　則

第１章　総　則

（参集）

第１条　議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第２条　議員は、疾病、育児、配偶者の出産補助、家族の看護又は介護、災害その他の理由により出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

２　議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の６週間（多胎出産の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

（議席）

第３条　議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

２　一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

３　議長は、必要があると認めるときは、会議にはかって議席を変更することができる。

４　議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第４条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

２　会期は、招集日から起算する。

（会期の延長）

第５条　会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第６条　会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の

議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第７条　議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第８条　会議時間は、午後１時から午後５時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。

２　会議時間の繰上又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで、会議にはかって決める。

３　会議の開始は、号鈴で報ずる。

（休会）

第９条　足立区の休日を定める条例（平成元年足立区条例第２号）に規定する休日は休会とする。

２　議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

３　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

４　地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第１項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第10条　開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

２　議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

（定足数に関する措置）

第11条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は延会を宣告することができる。

２　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
３　会議中、定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）
第12条　法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員、又は議員の住所に文書又は口頭をもって行う。

第２章　議案及び動議

（議案の提出）
第13条　議員が、議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第２項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
２　委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）
第14条　議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）
第15条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に２人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）
第16条　修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の３の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、２人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の措置）

第17条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員５人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第18条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

２　議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

３　委員会が提出した議案につき第１項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第３章　議事日程

（日程の作成及び配布）

第19条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第20条　議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第21条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して、会議を開くことができる。

２　前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）
第22条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）
第23条　議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。
２　議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで、会議にはかって延会することができる。

第４章　選　挙

（選挙の宣告）
第24条　議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）
第25条　選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）
第26条　投票による選挙を行うときは、議長は、第24条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）
第27条　投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
２　議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）
第28条　議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に

投入する。

（投票の終了）

第29条　議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第30条　議長は、開票を宣告した後、３人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

２　前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかって指名する。

３　投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第31条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

２　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙に関する疑義）

第32条　選挙に関する疑義は、議長が会議にはかって決める。

（選挙関係書類の保存）

第33条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類と合わせてこれを保存しなければならない。

第５章　議　事

（議題の宣告）

第34条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第35条　議長は、必要があると認めるときは、２件以上の事件を一括して、

議題とすることができる。ただし、出席議員５人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議案等の朗読）

第36条　議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第37条　会議に付する事件は、第90条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

２　委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は当該常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

３　前２項における提出者の説明及び第１項における委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第38条　委員会に付託した事件は、第76条（委員会報告書）の規定による報告書の提出をまって議題とする。

（委員長及び少数意見の報告）

第39条　委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第75条第２項（少数意見の留保）の手続を行った者が少数意見の報告をする。

２　少数意見が２個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

３　第１項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

４　委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第40条　委員長の報告及び少数意見の報告が終ったとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第41条　議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。

（討論及び表決）

第42条　議長は、前条の質疑が終ったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第43条　議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第44条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限をつけることができる。

２　前項の期限内に審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

（委員会の中間報告）

第45条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めることができる。

（再審査のための付託）

第46条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の

委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第47条　延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第６章　発言及び質問

（発言の許可等）

第48条　発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

２　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の通告等）

第49条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終った場合は、この限りでない。

２　発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

３　第１項ただし書の規定により発言しようとする者は、「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

４　発言の順序は議長が定める。

５　通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告はその効力を失う。

（討論の方法）

第50条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第51条　議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をした

ときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第52条　発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

２　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

３　議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第53条　質疑は、同一議員につき、同一議題について２回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

（発言時間の制限）

第54条　議長は、必要があると認めたときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

２　議長の定めた時間の制限につき、出席議員５人以上から、異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議事進行に関する発言）

第55条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

２　議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第56条　延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第57条　質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

２　質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

３　賛否各２人以上の発言があった後、又は甲方が２人以上発言して乙方に発言の要求者がないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。
４　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（選挙及び表決時の発言制限）
第58条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）
第59条　議員は、区の一般事務につき、議長の許可を得て、議事に先だち質問することができる。
２　質問者は、議長が定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
３　前項の通告があったとき、議長は、すみやかにこれを区長に通知しなければならない。
４　第２項の規定に基づき通告していた議員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症の患者（当該感染症の患者であるとみなされた者も含む。）の濃厚接触者となり、議事堂に参集することが困難であり、当該質問ができないときは、議長は、当該議員の質問に対する回答を文書で提出するよう、区長に求めることができる。

（緊急質問等）
第60条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。
２　前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（文書質問）
第60条の２　議員は、区の一般事務につき、会期中、文書で質問すること

ができる。
２　文書で質問しようとするときは、文書質問書を議長に提出しなければならない。
３　議長は前項の規定により文書質問書の提出を受けたときは、回答書を提出する期限を設けて、すみやかに区長に送付するものとする。
４　議長は、文書質問書を区長に送付したとき及び回答書を受理したときは、その写しを全議員に配布するものとする。

（準用規定）
第61条　第59条及び第60条の規定による質問については、第53条（質疑の回数）及び第57条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

（発言の取消又は訂正）
第62条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第７章　委員会

（議長への通知）
第63条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）
第63条の２　委員は、疾病、育児、配偶者の出産補助、家族の看護又は介護、災害その他の理由により出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
２　委員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の６週間（多胎出産の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは当該出産の日）後８週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出るこ

とができる。

（会議中の委員会の禁止）
第64条　委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

（委員の発言）
第65条　委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（議長の発言）
第66条　議長は、委員会に出席し、発言することができる。

（委員外議員の発言）
第67条　委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。

（委員の議案修正）
第68条　委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）
第69条　委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）
第70条　委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第71条　委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（所管事務の調査）

第72条　常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

２　議会運営委員会が法第109条第３項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

（委員の派遣）

第73条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（閉会中の継続審査）

第74条　委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

（少数意見の留保）

第75条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員１人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

２　前項の規定により少数意見を留保した者が、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

（委員会報告書）

第76条　委員会が事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第８章　表　決

（表決問題の宣告）

第77条　議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

（不在議員）

第78条　表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第79条　表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第80条　議長が表決をとろうとするときは､問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。

２　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第81条　議長が必要あると認めるとき、又は出席議員５人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

２　同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第82条　記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第83条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（選挙規定の準用）

第84条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条第１項（選挙結果の報告）、第32条（選挙に関する疑義）及び第33条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第85条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第86条　議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

２　異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第87条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

２　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員５人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

３　修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第９章　請　願

（請願書の記載事項等）

第88条　請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出の年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、署名又は押印しなければならない。

２　請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

３　請願書の提出は、平穏になさなければならない。

（請願文書表）

第89条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

２　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

３　請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載することができる。

（請願の委員会付託）

第90条　議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

３　請願の内容が２以上の委員会の所管に属する場合は、２以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第91条　委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

２　紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第92条　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

（１）採択すべきもの

（２）不採択とすべきもの

２　採択すべきものと決定した請願で、区長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（陳情書の処理）

第93条　議長は、陳情書又はこれに類するもので、請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。ただし、議長が会議に付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第10章　秘密会

（指定者以外の退場）

第94条　秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

２　委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

（秘密の保持）

第95条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

２　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第96条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

２　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその

許否を決める。
３　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）
第97条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。
２　前条第２項及び第３項の規定は、議員の辞職について準用する。
（資格決定の要求）
第98条　法第127条第１項の規定により、議員の被選挙権の有無又議員が法第92条の２の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

（資格決定の審査）
第99条　前条の要求については、議会は、第37条第３項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定にかかわらず委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定の通知）
第100条　議会において、議員の被選挙権の有無又は議員が法第92条の２の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、その結果を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。

第12章　規　律

（品位の尊重）
第101条　議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）
第102条　議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の

許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第103条　何人も会議中は、みだりに発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第104条　議員は会議中みだりに議席を離れてはならない。

（喫煙、飲食の禁止）

第104条の２　何人も、議場において喫煙又は飲食をしてはならない。

（許可のない登壇の禁止）

第105条　何人も議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第106条　すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

第13章　懲　罰

（懲罰動議の提出）

第107条　懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

２　前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して３日以内に提出しなければならない。ただし、第95条第２項（秘密の保持）の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第108条　懲罰については、議会は、第37条第３項（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

（代理弁明）
第109条　議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をしてかわって弁明させることができる。

（戒告又は陳謝の方法）
第110条　戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によって行うものとする。
（出席停止の期間）
第111条　出席停止は、５日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）
第112条　出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（除名が成立しないときの措置）
第113条　除名について法第135条第３項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

（懲罰の宣告）
第114条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章　公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）
第115条　会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）
第116条　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）
第117条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）
第118条　公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
２　前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
３　公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）
第119条　議員は、公述人に対し質疑をすることができる。
２　公述人は、議員に対し質疑をすることはできない。

（代理人又は文書による意見の陳述）
第120条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）
第121条　会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

２　参考人については、第118条（公述人の発言）、第119条（議員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第15章　会議録

（会議録の記載事項）

第122条　会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

（１）　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
（２）　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
（３）　出席及び欠席議員の氏名
（４）　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
（５）　説明のため出席した者の職氏名
（６）　議事日程
（７）　議長の諸報告
（８）　議員の異動並びに議席の指定及び変更
（９）　委員会報告書及び少数意見報告書
（10）　会議に付した事件
（11）　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
（12）　選挙の経過
（13）　議事の経過
（14）　記名投票における賛否の氏名
（15）　その他議長又は議会において必要と認めた事項

２　議事は、速記法による速記又は録音機により記録する。

（会議録の配布）

第123条　会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

（会議録に掲載しない事項）

第124条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言及び第62条（発言の取消又は訂正）の規定により取り消した発言は掲載しない。

（会議録署名議員及び保存）
第125条　会議録に署名する議員は、２人とし、議長が会議において指名する。
２　会議録は、議長が前項に規定する署名議員とともに署名し、保存する。

第16章　協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）
第126条　法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。
２　前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
３　前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17章　議員の派遣

（議員の派遣）
第127条　法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。
２　前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第18章　補　則

（会議規則の疑義に対する措置）
第128条　この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかって決める。

附　則
この規則は、議決の日から施行し、昭和31年９月１日から適用する。

昭和22年７月10日議決の東京都足立区議会会議規則は廃止する。

附　則（昭和38年５月24日区議会議決）

この規則は、昭和38年６月１日から施行する。

付　則（昭和42年３月10日区議会議決）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（昭和58年12月15日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成元年３月30日区議会規則第１号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

付　則（平成３年６月14日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成７年５月26日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成12年３月31日区議会規則第１号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

付　則（平成12年９月29日区議会規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成14年５月28日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成15年６月17日区議会規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成19年３月15日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成20年10月24日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成20年12月10日区議会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成23年３月15日区議会規則第１号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

付　則（平成24年10月24日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成25年２月28日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年３月17日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（平成27年10月23日区議会規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和元年７月３日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和３年３月24日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和４年６月８日区議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第126条関係）

名　称	目　的	構成員	招集権者
足立区議会全員協議会	当初予算、決算その他重要な議案及び行政上重要な事項に関する協議を行うため	全議員	議長
足立区議会各種委員長会	委員会の一般的な運営に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長、委員長及び各会派の代表者	議長
足立区議会広報委員会	議会の広報に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長、議会運営委員長及び各会派の代表者	議長
足立区議会委員協議会	各委員会の所管事項に関連する案件に関する協議を行うため	議長、副議長及び当該委員会の委員	当該委員会の委員長
足立区議会正副委員長会	各委員会の具体的な運営に関し協議又は調整を行うため	議長、副議長並びに当該委員会の委員長及び副委員長	当該委員会の委員長